

1 4月28日付けの追加指定：検疫所の宿泊施設での待機期間の変更**【5月1日午前0時以降適用開始】**

待機なし → 3日間待機 : ブルガリア、南アフリカ共和国、ラオス

【4月29日午前0時以降適用開始】

3日間待機 → 待機なし : スリランカ、トルコ、ベトナム

2 水際措置に係る指定国・地域一覧**(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機措置の対象国・地域(0か国)**

なし

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機措置の対象国・地域(0か国)

なし

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(※)措置の対象国・地域 (7か国)

エジプト、韓国、パキスタン、ブルガリア、南アフリカ共和国、ラオス、ロシア全土

※ワクチン3回目追加未接種者については、検疫所の宿泊施設での3日間待機を求め、同施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅待機を求めない。また、要件を満たすワクチン接種証明書を保持しているワクチン3回目追加接種者については、原則7日間の自宅待機を求め、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、厚生労働省の確認後の自宅待機を求めない。